

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	担当課（室）
【告示】 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 ○ 指定介護予防サービスの事業の廃止 ○ 保安林の指定の解除 【公告】 ○ 都市計画の変更案の縦覧 ○ 道路の位置の指定	新エネルギー・温暖化対策室 建築指導課 長寿社会課 〃 〃 治山課 都市計画課 建築指導課		
		目次	担当課（室）

◎岡山県告示第六百十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金から適用する。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表環境文化部の部岡山県太陽光発電利用高度化促進事業補助金の項を削り、同部おからやまスマートタウン構想パイロット地域推進事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金	災害に強く、二酸化炭素の排出を抑制した地域づくりの推進	市町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合	防災拠点等に再生可能エネルギー発電設備等を導入するための事業	知事が別に定める額又は率
岡山県太陽熱&断熱DE省エネ住宅促進事業補助金	県内の温室効果ガスの排出抑制	個人	太陽熱温水器又は窓断熱用設備の設置に要する経費	知事が別に定める額
岡山県EV普及加速化促進事業補助金	給電機能付き充電器に対応した電気自動車の普及	個人、民間事業者、市町村等	購入又はリース契約により給電機能付き充電器に対応する電気自動車及び給電機能付き充電器を併せて導入する事業	定額

◎岡山県告示第六百十三号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項中 91 を 95 とし、28 から 90 までを四ずつ繰り下げ、27 の次に次のように加える。

28	宅地建物取引業法第22条の2第1項	宅地建物取引主任者証の交付	21日				
29	宅地建物取引業法第22条の3第1項	宅地建物取引主任者証の有効期間の更新	21日				
30	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第1項	宅地建物取引主任者証の書換え交付	21日				
31	宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項	宅地建物取引主任者証の再交付	21日				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

在宅ケアサービスステーションなりわ

2 所在地

岡山県高梁市成羽町成羽二三三七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合資会社麻田百貨店

2 所在地

岡山県高梁市成羽町吹屋七一五番地

三 廃止年月日

平成二十六年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三二〇〇二八〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第六百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ツクイ総社

2 所在地

岡山県総社市中央五―二―一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ツクイ

2 所在地

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号

三 廃止年月日

平成二十六年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一七一

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所あさくち

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西五五八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピーワン

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西五五八一

三 廃止年月日

平成二十六年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇八七六

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第六百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おちあいヘルパーステーション

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水二五一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団井口会

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水二五一番地

三 廃止年月日

平成二十六年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一一二八

五 サービスの種類

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市加須山字向山八二七の一四、八二七の一五、字向山松木山八二九の一三〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔五二二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高梁都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

高梁市旭町の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月二十二日から平成二十七年一月十三日まで

〔五二三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇一六号 平成二十六年十二 月四日	浅口市鴨方町深田字柳七三四番九、 七三四番一四	六・〇〇	三九・七四